

第10章 就職

(1) 就職課の利用について

職業安定法に基づく卒業・修了予定者の就職斡せんについては、全学の就職委員会をはじめ、学部ごとに就職支援委員会等を設けて、就職開拓・職業指導を行い、適切な職業選択ができるよう努めています。

小白川キャンパスには、学生の就職支援のため、「キャリアサポートセンター」を設置しています。

求人票はもちろんのこと、企業案内、就職情報会社の有力情報、就職関係本や雑誌など多数の有益な資料を揃えています。

就職課は、土日祝日及び年末年始を除いて9時から17時まで利用できます。

インターネット対応のパソコンを多数設置していますので、各企業のホームページを検索することも可能です。就職観を高めるためにも、なるべく早い時期からの利用をお勧めします。

○インターンシップについては、各学部の担当に照会願います。

○就職説明会（小白川地区）や留学生対象の就職情報等は、学生課留学支援担当の掲示板にも掲示してありますので、ご活用ください。

(2) 卒業・修了後に就職活動を継続する場合について

大学卒業または大学院修了までに就職が決まらなかった留学生が、卒業後も日本での就職活動を希望する場合、在留資格を「留学」から「特定活動」に変更し、最長で1年間就職活動を継続することができます。在留資格変更の申請には、在籍していた大学からの推薦状が必要です。

推薦状の交付を希望する学生は、在学中（遅くとも最終学年の2月中）に「推薦状（就職活動に伴う在留資格変更・更新）交付申請書」と「在留資格変更許可申請書（申請人等作成用）」を留学支援担当窓口に提出してください（様式は、留学支援担当及び各学部教務担当窓口を用意してあります）。

推薦書を受け取ったら、入国管理局で手続きを行なってください。

また、就職課に定期的に活動状況を報告し、就職が決まり次第、就職先などについて報告するようにしてください。

*日本での就職にあたっては、在留資格の切り替えが業種によって異なるため、手続きが難しい場合もありますので、十分注意し、在留資格変更に関わる手続き等の詳細は、入国管理局にお尋ねください。